

市民税・都民税の申告と  
確定申告会場の開設について

申告と相談は市役所2階特設窓口へ  
(日程、混雑予想は左下表をご覧ください)

申告が必要な方  
(1) 30年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方  
(2) 給与所得者で、次の①③のいずれかに該当する方  
①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方  
②29年中に退職し、30年1月1日現在就職していない方  
③給与のほかに地代、家賃原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では、給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方  
(3) 給与所得者の妻などで、同居者の税法上の扶養になっている方  
(4) 29年中から継続して生活保護を受けている方

申告の必要がない方

(1) 前記「申告が必要な方」に該当し、所得税の確定申告書を税務署に提出した方  
(2) 給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方  
(3) 給与所得者の妻などで、同居者の税法上の扶養になっている方  
(4) 29年中から継続して生活保護を受けている方

確定申告が不要な方(例)  
Ⅱ公的年金などの収入が40万円以下でその他の所得が20万円以下の場合も、市民税・都民税の申告が必要な場合があります。  
前年中に収入のなかった方も申告を

納め忘れの介護保険料はありませんか  
介護保険料の納期内納付にご協力ください

介護保険は、介護を必要とする人やその家族などを社会全体で支えることを目的とした制度です。その財源は、第1号被保険者(65歳以上の方)、第2号被保険者(40歳~64歳の方)が負担する介護保険料のほか、国、都道府県、市区町村から公費(税金)を投入することで賄われています。65歳以上の方のうち9割の方の介護保険料は、年金からの天引きで納めています。残りの1割の方は「年度の途中で65歳になった」他の市区町



市民税・都民税の  
申告書が届かない方

申告書は昨年申告をした方に郵送しましたが、該当する方へ届かない方は、課税課市民税係へご連絡ください。なお、申告書などは、上の原簿より、国民健康保険税の算定や非課税証明書発行などの資料になります。

欄にその旨を記入し、提出してください(同居者の税法上の扶養になっている場合を除く)。  
※申告書を提出することにより、国民健康保険税の算定や非課税証明書発行などの資料になります。

確定申告および市民税・都民税の申告会場

Table with columns: 会場, 日程, 受付時間. Lists various locations like 竹丘地域市民センター and 市役所2階 with their respective dates and times for tax filing.

※竹丘地域市民センターの場所は、市ホームページで確認できます。

申告に必要なもの

申告書▶印鑑▶個人番号確認書類(通知カードなど)と本人確認書類(免許証、パスポート、健康保険証など) 番号)カードをお持ちの方は、同カードのみで個人番号確認と本人確認ができます。

また、所得税の確定申告をする方は、マイナンバーカードまたは個人番号確認書類と本人確認書類の写し▶源泉徴収票(29年分。源泉徴収票がない場合は29年中の収入が分かるもの)▶控除のための必要書類(例▶生命保険料の控除の証明書、地震保険料などの支払証明、医療費の明細書)

市役所で受け付けられる確定申告は、市役所・各会場のいずれも次のものに限りません。  
(1) 提出のみの方 内容が記入されていて、お預かりするだけのもの  
(2) 簡易な申告の方 確定申告書A様式の範囲の方(A様式の範囲でも雑控除・住宅ローン控除1年目の方など)

受け付けできない場合があります。なお、簡易な申告の方で、市役所に来庁する場合は、あらかじめ医療費の明細書の作成や合計額の計算をした上でお越しください。  
詳しくは課税課市民税係 ☎ 470・7777(内線2333)2337へ。

申告受け付けの混雑予想

Calendar-style table showing predicted congestion levels (represented by person icons) for tax filing at various locations from Jan 19 to Feb 15. Legend indicates levels: 大混雑 (4 icons), 混雑 (3 icons), 比較的すいて (2 icons).

Table for locations outside the city office (市役所以外) showing dates and locations for filing: 2月1日(木) 竹丘地域市民センター, 2月2日(金) わくわく健康プラザ, 5日(月) 東部地域センター, 6日(火) 東部地域センター.

※昨年の実績に基づいた予想のため、実際の混雑状況と異なる場合があります。  
※初日、受け付け終了間際は大変混雑します。また、正午前後の時間帯は、対応できる職員に限りがあります。混雑時を避けるなど、ご協力をお願いします。  
※雨天時など悪天候の場合は、比較的すいていと予想されます。

高額医療・高額介護合算療養費  
支給申請の勧奨通知を送付します

高額医療・高額介護合算療養費制度は、医療保険(市の国民健康保険、後期高齢者医療制度、その他会社の健康保険など)と介護保険の両方を利用する世帯の自己負担軽減を目的とした給付制度です。世帯単位で毎年8月1日から1年間間の医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担額の合計が、所定の自己負担限度額を超える場合に支給対象になります。申請して認められると、所定の自己負担限度額を超えた分が、医療保険と介護保険のそれぞれの制度から支給されます。

※計算の結果、5000円以下の場合には支給されません。  
【勧奨を行う計算対象期間】28年8月1日~29年7月31日  
【申請先】29年7月31日現在で加入していた医療保険に加入していた医療保険  
【申請方法・問い合わせ先】2月以降、国民健康保険については支給対象世帯へ、後期高齢者医療制度については支給対象者へ支給申請の勧奨通知を送付します。同封の申請書に必要事項を記入の上、次の通り申請してください。申請書にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です  
①国民健康保険に加入の方 ☎ 470・7777

Ⅱ申請書、市の国民健康保険被保険者証、認め印を保険年金課国民健康保険係(市役所1階)へ持参を。詳しくは関係 ☎ 470・7733へ  
②後期高齢者医療制度に加入の方▶申請書を同課高齢者医療係(市役所1階)へ郵送または持参を。詳しくは関係 ☎ 470・7846へ  
③会社の健康保険などに加入の方(①・②以外)▶申請書には、市の介護保険の自己負担額証明書の添付が必要です。詳しくは加入している健康保険組合などに問い合わせてください

④介護保険の自己負担額証明書の提出 ▶申請書に添付すること▶介護福祉課介護サービス係 ☎ 470・7775

滝山児童館廃止後の  
西部地域センターの跡利用について

広報1月7日号でお知らせした通り、子どもセンターあおぞらが閉館することに伴い、西部地域センター内の滝山児童館は3月31日(土)で廃止します。  
児童館廃止後の同地域センターの跡利用について、次の①~③の通り方向性を取りまとめました。  
①西中学校敷地内の滝山教育相談室の移転先としての活用(同教育相談室を同地域センター内に移転)  
②わくわく健康プラザで暫定利用しているわかさ学園発達相談室の移転先としての活用(同園発達相談室を同地域センター内に移転)

特別な事情により、滞納している介護保険料の一括納付が困難な場合には、分割納付などの相談を受け付けます。滞納が累積する前に、早急にご相談ください。  
詳しくは介護福祉課保険係 ☎ 470・7777(内線4910・4911)へ。

介護保険料を滞納した場合、措置を受けた場合、本人だけではなくその家族の負担が増大するなど、大きな不利益が生じます。また、納期限から2年以上介護保険料を滞納している方、加入している健康保険と併せて給与から天引きなどにより納付している40歳~64歳の方との公平性を確保するため、次の措置を受けることとなります。  
督促状の送付▶延滞金の徴収▶保険給付の制限(2年以上滞納した場合、通常は1割または2割である介護サービス利用時の自己負担割合が、その滞納の期間に応じて3割になるなど)▶滞納処分(財産の差し押さえ)